



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:永田



パートタイマー等の算定基礎届について

間もなく今年も社会保険の算定基礎届の提出時期がやってきます。パートタイマー等については、一般の被保険者とは算定方法が異なり、間違いが生じやすいポイントとなっています。今回のあおぞらレターでは、パートタイマー等の算定方法についてご案内いたします。

■算定基礎届とは…

社会保険の被保険者の実際に受けている給与と、すでに決められている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は被保険者の3ヶ月間(4~6月)の給与額を「算定基礎届」により届出し、9月分からの標準報酬月額(10月支給給与からの保険料控除額)が決定されます。



※17日未満の月を除く

⇒パートタイマーや短時間労働者は算定方法の特例あり

新しい標準報酬月額
(10月支給給与から控除)

■パートタイマーとは

正社員より短時間の労働条件で勤務する人です。なお、短時間といった場合に、「1週間の所定労働時間」および「1月の所定労働日数」が、一般の労働者の4分の3以上の場合に、社会保険の被保険者になります。



■短時間労働者とは

左記の4分の3基準に達しないが下記の5要件をすべて満たす人のことを言い、社会保険の被保険者になります。

- ①週所定労働時間 20時間以上
 - ②1年以上の雇用見込みがある
 - ③賃金月額 8.8万円以上
 - ④学生でない
 - ⑤社会保険の被保険者が常時 501人以上の企業に勤務
- ※中小企業は、労使協定があれば要件⑤は不要

パートタイマー等の算定方法

次のとおり、パートタイマー等については一般の被保険者と算定基礎届の対象となる支払基礎日数等の考え方が異なり、標準報酬月額の決定方法が異なることがあります。

	支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
パートタイマーである被保険者	3ヶ月とも17日以上ある場合	3ヶ月の報酬月額の平均額をもとに決定
	1ヶ月でも17日以上ある場合	17日以上月の報酬月額の平均額をもとに決定
	3ヶ月とも15日以上17日未満の場合	3ヶ月の報酬月額の平均額をもとに決定
	1ヶ月又は2ヶ月は15日以上17日未満の場合 ※ただし、1ヶ月でも17日以上ある場合は除く	15日以上17日未満月の報酬月額の平均額をもとに決定
	3ヶ月とも15日未満の場合	従前の標準報酬月額で決定
短時間労働者である被保険者	3ヶ月とも11日以上ある場合	3ヶ月の報酬月額の平均額をもとに決定
	1ヶ月でも11日以上ある場合	11日以上月の報酬月額の平均額をもとに決定
	3ヶ月とも11日未満の場合	従前の標準報酬月額で決定

詳細はこちら ⇒ <http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20121017.html>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277